平成２３年（フ）第９３２号
さいたま市見沼区大字東門前472番地10
債務者　大沢　　健
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福地　輝久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８５２号
埼玉県蕨市北町５丁目12番35号　ストークマンション南浦和207号
債務者　佐藤　　晃
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８６４号
埼玉県川口市大字新堀454番地　有明荘101号、旧住所埼玉県春日部市東中野248番地２
債務者　中村　勝秋
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　憲武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３８号
山口県防府市大字江泊1790番地　やはず苑
債務者　藤本　篤志
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板村　憲作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
沖縄県豊見城市字平良178番地８豊見城団地県改良住宅Ｆ―607号
債務者　當銘　朝睦
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北澤　匡大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４８０号
横浜市瀬谷区上瀬谷町47番地１　市営上瀬谷住宅３棟1005号
債務者　澤山　玲子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中道　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８１号
愛知県碧南市塩浜町１丁目21番地
債務者　古山　幸弘
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　克弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
茨城県稲敷市八筋川16番地８
債務者　羽生　　清
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　良二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３７８０号
大阪市西成区鶴見橋３丁目８番43号
債務者　谷口　和代
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７８１号
大阪府吹田市千里丘上18番12号
債務者　中川　耕司
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７８２号
大阪市浪速区恵美須東１丁目１番８―207号
債務者　折戸　尚子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７８７号
大阪市住之江区新北島６丁目１番５―1206号
債務者　松本　浩行
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７８８号
大阪市北区堂山町15―４―412、住民票上の住所大阪府八尾市本町６丁目14番８号　朝日プラザ八尾4003号
債務者　澤井　宏味
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７９１号
大阪市東住吉区中野２丁目３番12号　北浜マンション305号
債務者　鈴鹿　昭芳
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７９３号
大阪府門真市新橋町25番15号
債務者　原口　隆博
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７９４号
大阪府門真市新橋町25番15号
債務者　原口あゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６号
愛媛県大洲市肱川町山鳥坂1538番地
債務者　西宮　貞子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
松山地方裁判所大洲支部